明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令（総務二三）　九
○学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令（文部科学四）　一六
○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業二六）　一九

〔告　示〕
○学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係告示の整備に関する告示（文部科学五三）　二
○中学校連携型小学校及び小学校連携型中学校の教育課程の基準の特例を定める件（同五四）　三
○義務教育学校並びに中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の教育課程の基準の特例を定める件（同五五）　三
○平成二十九年度において教科用図書の検定の申請を行うことができる種目及び期間を告示する件（同五六）　一五
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産八二〇～八二六）　一五
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（同八二七）　一六
○農薬を登録した件（同八二八、八二九）　一六
○農薬を再登録した件（同八三〇）　一六
○農薬の登録が失効した件（同八三一）　一六
○液化石油ガス販売事業者の認定に係る保安確保機器の設置等の細目を定める告示の一部を改正する件（経済産業五九）　一六
○平成二十八年三月十一日付けをもって土地の使用を認定した件（防衛七二～七九）　一七
○道路に関する件（東北地方整備局五七～五九）　一七
○道路に関する件（関東地方整備局七四、七五）　一七
○道路に関する件（中国地方整備局三七～四一）　一七
○都市計画に関する件（九州地方整備局三九）　一七
○道路に関する件（北海道開発局一一二～一一五）　一七
○都市計画に関する件（沖縄総合事務局一一三～一一六）　一七

〔官庁報告〕
官庁事項
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　二六
北海道開発局公示（北海道開発局）　二六
産　業
日本工業規格（経済産業省）　二六

〔公　告〕
諸　事　項
裁判所
破産、免責、再生関係　二六
特殊法人等
弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、厚生年金基金解散・清算人就任、企業年金基金設立関係　二七
地方公共団体
教育職員免許状失効、行政死亡人関係　二七
会社その他
会社決算公告　二七

省　令

○総務省令第二十三号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十二日

総務大臣　山本　早苗

電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「三・九世代移動通信システム」を「三・九―四世代移動通信システム」に改め、「第49条の6の9」の次に「又は第49条の6の10」を加える。

様式第四の表六の項中「三・九世代移動通信システム」を「三・九―四世代移動通信システム」に改め、同表十七の項中「三・九世代携帯電話アクセスサービス」を「三・九―四世代携帯電話アクセスサービス」に改める。

様式第八、様式第三十八の八及び様式第三十八の九中「三・九世代移動通信システム」を「三・九―四世代移動通信システム」に改める。

（電気通信事業報告規則の一部改正）

第二条　電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第十二号中「三・九世代携帯電話アクセスサービス」を「三・九―四世代携帯電話アクセスサービス」に、「三・九世代移動通信システム」を「三・九―四世代移動通信システム」に改め、「第四十九条の六の九」の下に「又は第四十九条の六の十」を加える。

第二条第一項中「及び様式第五第二表」を「、様式第五第二表、様式第六及び様式第十五の二の二」に改め、同項の表中

「 ＦＴＴＨアクセスサービス	光信号伝送用の端末系伝送路設備を設置してＦＴＴＨアクセスサービスを提供する電気通信事業者及び他の電気通信事業者が設置した光信号伝送用の端末系伝送路設備と自らの電気通信設備を接続してＦＴＴＨアクセスサービスを提供する電気通信事業者（共同住宅等内にＶＤＳＬ設備その他の電気通信設備を用いるＦＴＴＨアクセスサービスにあつては、当該電気通信設備を設置してＦＴＴＨアクセスサービスを提供する電気通信事業者）
ＦＴＴＨアクセスサービス	光信号伝送用の端末系伝送路設備を設置してＦＴＴＨアクセスサービスを提供する電気通信事業者（以下この項において「設備を設置して提供する事業者」という。）及び他の電気通信事業者が設置した光信号伝送用の端末系伝送路設備と自らの電気通信設備を接続してＦＴＴＨアクセスサービスを提供する電気通信事業者（以下この項において「接続により提供する事業者」という。）（共同住宅等内にＶＤＳＬ設備その他の電気通信設備を用いるＦＴＴＨアクセスサービスにあつては、当該電気通信設備を設置してＦＴＴＨアクセスサービスを提供する電気通信事業者）

を

様式第八